

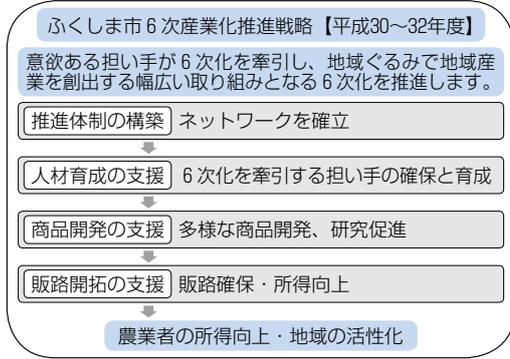
# 福島市 農政だより

編集・発行  
福島市五老内町3番1号  
福島市農政部農業振興室  
発行責任者  
農政部長 斎藤 房一

## 平成30年度 新たな取り組みをお知らせします！

### ❑ 福島市6次産業化推進戦略を策定しました

本市では、農業所得及び農業の魅力向上を図るため、6次化推進の基本方針を示す戦略を策定しました。詳しくは市HPをご覧ください。



#### 農業者の方へ

戦略に基づき6次化に取り組む農業者の皆さんは、国の新商品開発等のソフト・ハード事業支援において、補助率がさ上げなどの優遇措置が受けられます。

詳しくはお問い合わせください。

※6次産業化・地産地消法又は農商工等連携促進法の認定が必要となる場合があります。

〈問合せ先〉 農業振興室 6次化係 電話 (529) 7663

### ❑ 6次化相談窓口を開設しました

農商工連携など6次化を推進するため、農業者や企業等が抱える課題解決を図り、本市農産物を使った商品開発や販路拡大を支援する無料相談窓口を農業振興室内に設置しました。ご利用にあたっては事前にご連絡ください。

(1)相談時間：月～金曜日の9：00～16：30  
(祝日、年末年始を除く)

(2)相談内容：①本市農産物を活用した加工品やサービスの開発  
②他の業種との連携  
③販路開拓など



〔青山昌6次化相談員〕  
6次化に関することをお気軽にご相談ください。

### ❑ 農業の担い手育成に努めます！

農業経営安定のため認定農業者を対象に、農業用機械と施設の取得に要する経費の一部を助成します。(国・県事業との併用はできません。)詳しくはお問い合わせください。

- (1)対象者：市内に住所を有している認定農業者
- (2)補助率：1/3以内(上限30万円)
- (3)対象事業内容
  - ①農業用機械(トラクター、田植機、乗用管理機等)
  - ②施設(栽培用ハウス、ハウス付帯施設等)

〈問合せ先〉 農業振興室 生産推進係  
電話 (525) 3726

### ❑ 収入保険制度が始まります！

農業経営者ごとの収入全体を対象とし、自然災害による収量減少だけでなく、価格低下やケガ・病気等による収入減少を補償する制度が、平成31年1月より始まります。

#### 対象者

- ・青色申告を行っている農業者(申告実績が1年以上必要です。)

#### 補償内容

- ・農業者ごとに、保険期間の収入が基準収入の9割(最大補償限度)を下回った場合に、下回った額の9割(最大支払率)を補てんします。  
詳しくは、お近くの農業共済組合にご相談ください。

〈問合せ先〉 福島県農業共済組合県北支所収入保険課  
電話 (544) 2722

## 平成29年度 福島市農業賞

平成29年度の福島市農業賞は、3組のご夫妻が受賞されました。

○大宮篤司・紀子さんご夫妻（園芸部門・飯坂町湯野）

果樹の優良品種・優良系統の導入を实践し、地域農業の中心的役割を担ってこられました。現在、農業委員会会長職務代理として活躍されています。

○末永喜広・初子さんご夫妻（園芸部門・冲高）

りんご生産の品種更新や、病虫害防除の知識や経験を活かし、地域農業の技術普及に大きく貢献されています。

○佐藤政義・由紀子さんご夫妻（園芸部門・松川町下川崎）

福島県指導農業士として、技術伝承に尽力する傍ら、地域の子どもたちに農業体験の場を提供し、農業の魅力を発信されています。



表彰式は、平成30年1月福島市農始祭で行われ、受賞者からは、「福島市の農業の発展に貢献できるよう、さらなる向上を目指します。」と謝辞が述べられました。



## 第69回全国植樹祭 ふくしま2018

### 「ふくしまから発信する森林づくり」

東日本大震災の津波から復興した海岸防災林を会場に、植樹活動による人と人とのつながり、ふるさとへの思い、未来への希望を国内外に発信する大会として、被災地で開催されます。

- 開催日 平成30年6月10日(日)
- 大会会場 南相馬市原町区栗（しどけ）地内  
※招待券のある方
- PR会場 福島駅東口駅前広場 午前11時～午後4時（予定）  
※入場無料、自由参加



PR会場では、ビジョンカーによる式典の放映やステージイベント等を実施し大会を盛りあげます。お誘い合わせのうえ、お出かけください。

〈問合せ先〉 県北農林事務所 森林林業部 電話（521）2629



# 「経営所得安定対策」加入申請会

下記の日程により、「経営所得安定対策」の加入申請会を開催します。地区割りでの開催ですが、ご都合の悪い場合はどの会場でも参加いただけます。

参加される方は、次のものをご持参ください。●営農計画書(控え) ●印鑑(通帳印) ●預金通帳

## 平成30年度経営所得安定対策加入申請会日程

実施期間 平成30年5月25日～平成30年6月8日

月日	開催場所	受付時間	地区割り
5月25日(金)	JAふくしま未来北信支店2F会議室	10:00～12:00	余目・矢野目・鎌田・瀬上
		13:30～15:30	
5月28日(月)	JAふくしま未来福島東部支店会議室	13:30～18:30	中央・渡利・立子山・岡山・向鎌田・大波
5月29日(火)	JAふくしま未来松川支店2F会議室	13:30～18:30	松川町・金谷川
			松川全地区
5月30日(水)	JAふくしま未来松川支店2F会議室	13:30～18:30	水原・下川崎
			松川全地区
5月31日(木)	JAふくしま未来飯野支店会議室	10:00～12:00	飯野
		13:30～15:30	
6月1日(金)	JAふくしま未来福島南支店2F会議室	13:30～18:30	大森・鳥川・佐原・佐倉
			南全地区
6月4日(月)	JAふくしま未来福島南支店2F会議室	13:30～18:30	平田・杉妻・吉井田・荒井・土湯／南全地区
6月5日(火)	市役所信陵支所2F会議室	10:00～12:00	大笹生・笹谷・清水(旧北部組合員含む)
		13:30～18:30	
6月6日(水)	JAふくしま未来飯坂東支店2F会議室	13:30～15:30	飯坂・中野・平野・湯野・東湯野・茂庭
6月8日(金)	JAふくしま未来野田支店3F会議室	10:00～12:00	野田・庭坂・庭塚・水保
		13:30～15:30	

### ★経営所得安定対策の概要について

平成30年度より「経営所得安定対策」における「米の直接支払交付金 7,500円/10a」が廃止となりますが、その他各制度(下記参照)は継続となりますので、ぜひご加入ください。

#### ○水田活用の直接支払交付金

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	35,000円/10a
WCS用稲	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
飼料用米・米粉用米	収量に応じ、55,000円～105,000/10a

#### ○畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

- ・麦、大豆、そば、なたね等を対象とし、生産量と品質に応じて交付。

#### ○米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)

- ・米、麦、大豆等の当年産収入額の合計が標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補てん。

※ゲタ・ナラシ対策は認定農業者、認定新規農業者、集落営農が対象となります。

〈問合せ先〉 農業振興室 生産推進係 電話(525)3726

## ( G A P ) 農業生産工程管理 に取り組みましょう!

～2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックの食料調達基準としてGAP認証の取得が注目されています～

GAP(ギャップ)とは「Good(良い) Agricultural(農業) Practice(行い)」の略語で、食品安全・環境保全・労働安全などの観点から、安全に農業生産を実施するための管理ポイントを整理し、それを記録・検証して改善を図っていく取り組みです。

農業者の皆様が日々行っている農業生産活動の各工程の正確な実施と記録が、GAPの取り組みの第一歩となります。

近年、消費者の信頼性向上に努める必要が高まっていますので、ぜひ取り組んでみませんか。

〈問合せ先〉 県北農林事務所 経営支援課 電話(521)2609

# 農業を始めたい皆さんを応援します！

独立して農業経営を始めたい方を対象に、就農直後の経営確立を支援するため平成30年度農業次世代人材投資資金〔経営開始型〕（旧青年就農給付金）の受給希望者を募集します。



- 1 事業の概要 最大で年150万円（夫婦共同の場合、最大で年225万円）の資金を最長5年間交付  
※ 経営開始2年目以降は前年の総所得に応じて交付金額が変動します。
- 2 対象者 独立・自営就農時の年齢が45歳未満であり、農業経営者となる強い意欲を有している方。  
〔主な要件〕 ① 青年等就農計画の認定を受けること  
② 青年等就農計画に即して主体的に農業経営を行っていること  
③ 人・農地プランに位置づけられることが確実なこと  
※ 親族が農家の場合は新規参入者と同等の経営条件（新たな作目の導入、経営の多角化等）が必要です。  
※ 既に独立して農業経営を開始している方、または、継承する予定の経営に従事している方で5年以上経過した方は対象になりません。  
その他の要件、詳細については、市ホームページ、または下記問い合わせ先までご連絡ください。
- 3 受付期間 ・前期：平成30年5月9日(水)～平成30年6月8日(金)  
・後期：平成30年8月8日(水)～平成30年9月7日(金)

〈問合せ先〉 農業振興室 農政企画係 電話 (525) 3726

## 四季の里 農産加工館をご利用ください



四季の里内にある農産加工館では、ジャムやジュースを試験製造することができます（市内の農家の方とその家族）。さらに、平成30年度からはドライ（セミドライ）フルーツも製造が可能となりました。なお、製造にかかる料金や機器類など詳しくはお問い合わせください。

※ 販売を目的とした製造も可能です。

- ジャム…モモ、洋ナシ、リンゴ、ブルーベリー、ラズベリー、プルーン など
- ジュース…リンゴ、トマト、ブルーベリー、プルーン など
- ドライ（セミドライ）フルーツ…モモ、ナシ、リンゴ など

〈予約・問合せ先〉

JAふくしま未来農産加工館 電話 (593) 0109

## 市長からのメッセージ チラシをご活用ください

福島市産農産物の安全・安心をPRするチラシを作成します。

配布場所は、JAふくしま未来福島地区本部の指導販売課や各支店・営農センター・資材店のほか、福島市役所農業振興室などです。

贈答用の箱に入れるなど、消費者への産地PRのためぜひご活用ください。

なお、配布開始時期は6月中旬を予定しています。

〈問合せ先〉

農業振興室 販売促進係 電話 (529) 7663



▲昨年配布したチラシ

## 30年産米・大豆・小豆・そばの 放射性物質吸収抑制対策について

### カリ散布実施報告書・作付意向調査票をご提出ください!!

#### ■ 水稻（米・飼料用米・WCS用稲・酒米等）

吸収抑制対策の徹底により、27年産米以降基準値を超える米はありません。引き続き米の安全性確保のため、30年産水稻を作付けする市内の全ての水田を対象に吸収抑制対策を実施しています。

カリ肥料を受領された方には、6月以降に「吸収抑制対策実施報告書」を送付しますので、速やかにお近くのJA各支店・営農センター・資材店に提出してください。

#### ■ 大豆・小豆・そば

大豆・小豆・そばを作付けする生産者の方で、「大豆・小豆・そばの作付意向調査票」を提出していない方は、至急農業振興室に提出してください。（電話・ファックスでの提出も可能です。）

〈問合せ先〉 農業振興室 生産推進係 電話（525）3726 / FAX（533）2725

## あんぼ柿の加工・販売の再開に向けた 取組みについて

福島市を含む2市2町（福島市、伊達市、桑折町、国見町）では、柿を原料とする乾燥果実（あんぼ柿等）への加工・出荷・販売を差し控えていただいております。2市2町以外への原料柿の移動（売買）も制限されています。

ただし、全ての原料柿生産ほ場を対象とした7月の果実検査やあんぼ柿製品の全量検査に合格すること等、一定の条件を満たすことにより、出荷・販売が可能となっています。

30年度①・②に該当する方は、生産者台帳に登録が必要となります。登録していない方は、5月25日（金）まで、下記へ必ずご連絡ください。

なお、台帳の登録が無い方は、出荷・販売ができませんので、十分にご注意ください。

- ① 30年度、あんぼ柿の加工・出荷・販売を予定している方
- ② 30年度、原料柿の販売を予定している方

〈申込み先〉 JAふくしま未来福島地区 指導販売課 電話（554）5518

〈問合せ先〉 農業振興室 生産推進係 電話（525）3726  
県北農林事務所 経営支援課 電話（521）2609

## 出荷制限解除に向けた 山菜・野生きのこ類の調査について

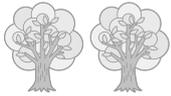
福島県では、山菜及び野生きのこ類の出荷制限解除に向けた放射線量の測定調査を行っています。福島市内に所有する土地に下記対象品目が生育しており、調査用に提供いただける方は、品目や場所等について情報提供をお願いいたします。

#### ○対象品目

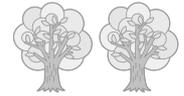
こごみ、たけのこ、こしあぶら、野生のわらび、ふきのとう、たらの芽、きのこ

〈問合せ先〉 県北農林事務所 林業課 電話（521）2632





## 森林の土地所有者は届出を!



森林法の規定により、森林の所有者となった場合は、市への届出が必要です。

### 1 届出の対象

個人・法人を問わず、売買契約、相続、贈与、法人の合併などにより、森林の土地を取得した場合に必要となります。

国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出した場合は不要です。

### 2 届出の方法

所有者となった日から90日以内に、届出書の様式（農林整備課窓口に備え付けのもの、または市のホームページからダウンロードしたもの）に届出者及び前所有者の住所、氏名、所有者となった年月日、所有者移転の原因、土地の所在場所、面積を記入し、土地の位置を示す図面、権利を取得したことが分かる書類等を添付してください。

〈届出・問合せ先〉 農林整備課 林務係 電話 (525) 3729

## 有害鳥獣から農作物を守るため電気柵を設置しましょう

有害鳥獣による農作物の被害防止対策として、電気柵が大変有効とされております。設置補助の内容は次のとおりです。

地域集落ぐるみで実施、または検討する場合は下記にお問い合わせください。

#### 1. 市電気柵補助事業

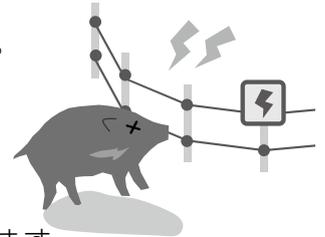
3戸以上で設置する場合は 1 / 2の補助

1～2戸で設置する場合は 1 / 3の補助

#### 2. 鳥獣被害防止総合対策交付金

資材費全額補助。※地域や集落ぐるみで対策を行うことなどの要件があります。

〈問合せ先〉 農業振興室 農業被害対策係 電話 (525) 3727



## ツキノワグマに注意

昨年春は子連れや親離れしたばかりの若いクマが多く目撃されました。

農作業時の外出の際は、クマ鈴やラジオなど音のするものを身に着けるなどの対策をしましょう。

地域ぐるみの対策としては、身を隠す藪の刈り払いや、エサになる「農作物」、「生ごみ」、「ペットフード」を放置しないことが重要です。

〈問合せ先〉 農業振興室 農業被害対策係 電話 (525) 3727



## 水路・水門の管理は注意して!

- 大雨洪水に備えての水路・水門の管理作業は、安全第一を念頭に十分注意して行ってください。
- 水路周辺や水門への管理通路は、転倒・滑落防止のため日ごろから除草に努めてください。

〈問合せ先〉

農林整備課 管理係 電話(525)3728

## 爆音機の適正使用について

爆音機の使用をめぐる周辺住民の方々とのトラブルを避けるため、できるだけ爆音機以外の防止策で対応されますようお願いいたします。

やむを得ず使用する場合は、次のことを守ってください。

- ① 使用時間は午前6時以降日没までとし、特に午前6時以前の使用はしないでください。
- ② 発生音量及び設置台数については、ほ場周辺の生活環境に十分な配慮をお願いします。

〈問合せ先〉 農業振興室 農業被害対策係 (525) 3727

「はかり」を使用している農家の皆様へ

## 2年に1回、定期検査が必要です

商店・農家の取引や証明のために使用する「はかり」は、適正な計量の確保のため、「計量法」の規定により、2年に1回の定期検査を受検することが義務付けられています。

「はかり」を使用し事業を営んでいる方の中で、受検が必要な方は、必ず定期検査を受検してください。

平成30年度対象地区

渡利、杉妻、蓬萊、東部、吉井田、西、土湯温泉町、立子山、松川、信夫、吾妻

受検義務のある  
「はかり」の一例

- ・農産物などの売買、出荷や宅配便の受付のための「はかり」
- ・観光農園や農産物直売所において料金算定や量目表記のための「はかり」

※目安程度に使用する場合は、定期検査の必要はありません。

詳細は、福島市ホームページ「ふくしまの計量」をご参照ください

〈問合せ先〉 商業労政課 計量検査所 電話 (525) 3721



### ため池に関するお知らせ

#### 個人でため池を 所有されている皆様へ

農業用ため池の水を利用する際には、底土に放射性物質が含まれている可能性がありますので、以下の点に注意してください。

- ・貯水量が0(ゼロ)近くになり、水と底土が混ざり合うような濁り水は、用水としての使用を控えてください。
- ・貯水量が0(ゼロ)近くになると、水による遮蔽効果がなくなりますので、ため池が干上がらないよう管理してください。
- ・不明な点等があれば、お問い合わせください。

〈問合せ先〉 農林整備課 管理係 電話 (525) 3728

#### ため池の周りでは遊ばない!

農業用ため池周囲の柵やフェンスを越えてしまうと、転落などの重大事故につながります。柵などを越えてしまわないよう、特に子どもへの注意にご協力をお願いいたします。

なお、柵やフェンスの内側に進入者を発見した場合は、最寄りの警察へ通報ください。

〈問合せ先〉 農林整備課 管理係 電話 (525) 3728



#### ため池等放射性物質対策を進めています

福島市及び福島市土地改良区管理の農業用ため池のうち、貯留水や底土等に含まれる放射性物質により営農や施設管理等に支障をきたしているため池について、営農再開・農業復興の観点から、その影響を低減することを目的として、平成29年度から32年度までの4箇年において、66箇所の対策工を実施する予定です。

対策工は、底土の乾燥状態で1kg当たり8,000ベクレルを超える部分の除去等を行うもので、各地区で順次進めていきます。

ご不明な点がありましたらお問い合わせください。

実施年度	実施(予定)地区・箇所数
平成30年度	大波(13か所)、立子山(3か所)、飯野(16か所)、東部(5か所)、渡利(4か所)、杉妻(2か所)、蓬萊(5か所)、信夫(6か所)、信陵(2か所)
平成31年度	松川(8か所)
平成32年度	飯坂(2か所)

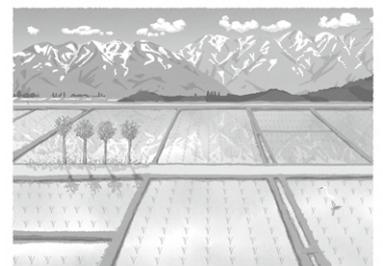
※前年度からの繰越事業を含む

### 大雨・豪雨時の水田の水管理は適切に!

大雨(豪雨)が予想される時に水口・落とし口の水調整をしないため、畦畔(田のくろ)があふれて水田の法面(土手)が崩れ、隣接の水路・道路に土砂が流れ込むケースが年に数件発生しています。この場合、原因者で復旧していただくことになります。

これを防ぐためには適切な水田の水管理に努めてください。

〈問合せ先〉 農林整備課 管理係 電話 (525) 3728



## ～公設地方卸売市場からのお知らせ～

**出荷者の皆さんへ**

福島市公設地方卸売市場の5月から8月までの臨時休市日は次のとおりです。

出荷される際には、ご注意ください。

## ※ 青果部・水産物部

5月9日(水) 5月16日(水) 5月23日(水) 5月30日(水) 6月6日(水) 6月13日(水) 6月20日(水)  
6月27日(水) 7月4日(水) 7月25日(水) 8月14日(火) 8月15日(水) 8月16日(木) 8月22日(水)  
8月29日(水)

なお、5月3日(木)と8月11日(土)は祝日ですが臨時開市日です。

## ※ 花き部

毎週木曜日と7月21日(土)、8月7日(火)、8月14日(火)、8月18日(土)が休市日となります。

なお、5月4日(金)、5月5日(土)、7月16日(月)、8月11日(土)は、祝日ですが臨時開市日となります。

〈問合せ先〉 市場管理課 電話 (553) 1213

**福島市公設地方卸売市場****「市場の土曜感謝市」を開催します。**

- 1 日時 平成30年5月26日(土) 午前11時～午後1時  
平成30年6月23日(土) 午前11時～午後1時
- 2 場所 福島市公設地方卸売市場内
- 3 内容 生鮮食料品(青果・水産物)と花、関連店舗取扱商品の即売

〈問合せ先〉

公設地方卸売市場まつり運営委員会事務局(市場協会) 電話 (553) 3431

**農業委員会からのお知らせ****～農業者年金受給権者の皆様へ～ 現況届提出のお願い**

農業者年金「現況届」の用紙が5月末頃に農業者年金基金から農業者年金受給権者ご本人に送付されます。6月29日(金)までに農業委員会事務局へご提出ください。なお、期限内に提出がなかった場合、11月の支払いから提出されるまでの間、年金の支払いが一時止まりますのでお忘れにならないよう、十分ご注意ください。また「現況届」の用紙が届かない場合は、お早めに下記までお問い合わせください。

〈問合せ先〉 農業委員会事務局 庶務係 電話 (525) 3779

**平成30年度の農作業賃金・  
農作業料金標準額の目安が  
まとまりました**

市役所各支所に備え付けてあります。また、市のホームページでもご覧いただけますので、ご参照ください。

〈問合せ先〉

農業委員会事務局 庶務係 電話 (525) 3779

**農地の適正な管理を！**

近年、遊休農地が増加しています。遊休農地は、単に雑草の繁茂や病害虫の発生に留まらず、ゴミなどの不法投棄や火災の要因、さらには周辺農地へ重大な悪影響を及ぼすこととなります。自ら耕作できない場合であっても、農地所有者の責任として、雑草の刈り払い、樹木の伐採、病害虫の駆除などを行い、農地の適正な管理に務めましょう。



〈問合せ先〉

農業委員会事務局 農地係 電話 (525) 3779